（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

第四条　電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準 １．発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料（調整交付金に相当する額（以下「調整交付金相当額」という。）を除く。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第13条の３の３第３号に掲げる額（以下「調整力確保費用相当額」という。）及び同条第１号に掲げる額のうち、調整力確保費用相当額に係るものの額を除く。）、系統整備負担金相当収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益（電源線に係る収益及び調整交付金を除く。）、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。 ２．発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電等費、地帯間購入電源費（調整交付金相当額を除く。）。）、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費（調整交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、系統整備負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用、電源開発促進税、事業税（調整交付金で手当される事業税相当額を除く。）、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。 ３．・４．　（略） ５．発生の主な原因を勘案して、次に掲げる収益又は費用を、送配電部門の収益又は費用に整理すること。 ⑴　財務収益、事業外収益、特別利益、財務費用、事業外費用、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）及び特別損失 ⑵　（略） ６．～９．　（略）	**別表第１**（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準 １．発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料（調整交付金に相当する額（以下「調整交付金相当額」という。）を除く。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第13条の３の３第３号に掲げる額（以下「調整力確保費用相当額」という。）及び同条第１号に掲げる額のうち、調整力確保費用相当額に係るものの額を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益（電源線に係る収益及び調整交付金を除く。）、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。 ２．発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電等費、地帯間購入電源費（調整交付金相当額を除く。）。）、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費（調整交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用、電源開発促進税、事業税（調整交付金で手当される事業税相当額を除く。）、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。 ３．・４．　（略） ５．発生の主な原因を勘案して、次に掲げる収益又は費用を、送配電部門の収益又は費用に整理すること。 ⑴　財務収益、事業外収益、特別利益、財務費用、事業外費用及び特別損失 ⑵　（略） ６．～９．　（略）